

国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針 2007

（平成 19 年国図支協 070329004 号）

I はじめに

平成 13 年 3 月に「行政・司法各部門に対する図書館サービス基本計画」（平成 13 年国図協第 65 号）を策定したが、その後、情報環境の高度化はますます進展し、これに伴い各支部図書館の業務及びサービスについても一層の高度化が求められている。この状況の中で、各支部図書館はそれぞれが特色ある、広義の政府図書館として活動しており、各々が特有の課題に直面している。同時に、多くの支部図書館間に共通し、他館との情報交換や協力を通じて対処すべき諸課題も存在する。他方、中央館には、行政・司法各部門に対して図書館奉仕を提供するとの国立国会図書館の使命（国立国会図書館法第 2 条）が適切に遂行されるよう努める責務があり、さらに支部図書館制度全体にかかわる課題については、中央館が中心的役割を果たしながらその解決に向けて取り組んでいくことが期待されている。

これらの状況を踏まえ、平成 13 年の「行政・司法各部門に対する図書館サービス基本計画」を充実させるものとしてこの「指針」を策定する。この「指針」は平成 19 年度を初年度とする 5 年間に中央館及び支部図書館が取り組むことが期待される課題を提示し、行政・司法各部門に対するサービス及び支部図書館制度全体の運営の方向性を示すとともに、各支部図書館の運営の参考となる指針として位置付ける。

II 基本的な考え方

1. 各支部図書館の取組について

支部図書館は、行政・司法各部門の職員に対する図書館サービスを提供することを主たる業務としているが、各支部図書館（その分館を含む。以下同じ。）の性格や現状は様々であり、それぞれが抱える課題も必ずしも同じではない。そこで各支部図書館それぞれが自館の性格付けを明確にしながら、サービスの向上と運営の改善を図ることが期待されている。

この「指針」には全支部図書館に共通する課題のみを記載するのではなく、一部の館にとっての個別課題もできる限り含めて提示することとする。この「指針」を受けて、各支部図書館は平成 19 年度前半中に平成 23 年度末までの自館の中期計画を策定し、中央館に

提出するものとする。各支部図書館の中期計画はこの「指針」Ⅲに例示された項目を参考にしつつ、各支部図書館の実情に即して策定することとし、取り組む項目、内容、形式等は任意とする。各支部図書館は、自館の中期計画に基づき、予算要求を含む年度ごとの活動に取り組むこととする。なお、各支部図書館がそれぞれの目的及び活動の特性に応じて、各支部図書館の中期計画に上位する理念や目標を掲げるビジョン等を設定することも、支部図書館制度の目的に反しない限り、任意とする。

2. 中央館の取組について

中央館は、支部図書館ネットワークの中核として制度運営を行ってきており、中央館と支部図書館及び支部図書館間の情報交換や意見交換をより活発化し、支部図書館への図書館サービスの提供、研修等の業務支援その他の各種サポートを一層強化していくこととする。支部図書館制度の下で行われている官庁出版物の納本、刊行物の交換、資料の相互貸借等の幅広い活動についても、電子化の動向等も注視しながら、改善、利便性の向上を図る。さらに支部図書館制度の維持発展の基礎として、制度の広報にも努めることとする。

特に、行政・司法各部門における情報化の進展に伴う支部図書館に係る情報基盤整備については「国立国会図書館中央館・支部図書館電子化推進第三次基本計画」を別途策定して推進することとする。

中央館は、この「指針」及び各支部図書館の策定する中期計画を踏まえ、平成23年度末までを対象期間とする「行政・司法各部門支部図書館支援に関する行動計画」（仮称）を策定し、各支部図書館に報告する。中央館は、当該「行動計画」実施のため、必要に応じて各支部図書館の活動状況に関するヒアリングを実施するとともに、中央館・支部図書館協議会等において、中央館及び各支部図書館がそれぞれの活動状況を報告できる機会を提供する。

Ⅲ 各支部図書館が主体となって実施する内容

ここに記載する項目は、前述のとおり例示であり、各支部図書館は実情に即して自館の運営・サービスの改善、向上に必要な施策に取り組むものとする。

1. 顧客ニーズの把握と図書館サービスの向上

各支部図書館は政府図書館として自組織職員に対し図書館サービスを提供している。この職員全体がサービスの主対象であるのか、それとも研究系職員や法務系職員等特定の職

員層が主要ターゲットであるかは各支部図書館の性格によって異なってくる。また、支部図書館制度の下では、他組織の政府職員も利用者となっており、さらに一般国民へのサービスを積極的に進めている館もある。

各支部図書館はそれぞれの主要顧客の再認識・図書館の性格付けの明確化を図るとともに、潜在的利用者の開拓に努める。また、顧客のニーズ把握を積極的に行い、必要とされているサービスを提供し、情報環境の変化に対応した図書館の役割の高度化を実現していく。

(1) 自組織内での広報の強化と潜在的利用者の開拓

- ・ 電子的ネットワーク（組織内 LAN、霞が関 WAN 上の国立国会図書館中央館・支部図書館総合システム、インターネット）や電子メールを活用し図書館情報を提供する。
- ・ 展示等の催物の開催を通じ図書館の存在をアピールする。
- ・ 自組織内職員研修、特に新任職員研修の機会に図書館の利用ガイダンス、見学等を実施する。
- ・ 図書館の案内パンフレット、ニューズレター等を刊行する。

(2) 職員等ニーズ調査

- ・ 潜在的利用者を含め、全職員又はターゲットとしている職員層へのニーズ調査を実施する。
- ・ 一般公開館の場合には、外部利用者ニーズ調査を実施する。

(3) 図書館サービスの改善

- ・ レファレンス事例を蓄積して自組織内 LAN で提供する。また、レファレンス申込みをネットワーク上の図書館のページ画面上から可能にするなど、レファレンス関係対応を強化する。より高度なレファレンスに対応するため、中央館等の関連の研修に参加する。また、中央館の提供するレファレンス関連のコンテンツを活用する。
- ・ 大学図書館や専門図書館との相互貸借や複写利用を行う。
- ・ 図書館閉館後や休日の職員利用に対応する。

(4) 自組織内他部局との連携強化

- ・ 図書館は、各部局執務資料の選書への関与、購入手続代行、資料購入費掌握などを行う。

- ・他部局職員を含め、全組織的に各部局執務資料の利用が可能となる体制をとる。図書館は各部局新着資料を把握し、自組織内に新着情報等を提供する。
- ・自組織内の他の図書室等と連携し、共同で所蔵目録等を作成する。
- ・行政文書の情報公開に係る業務について、情報公開窓口を図書館で兼ねる等の連携を行う。

2. 情報資源の整備

情報の電子化が進展する中で、従来からの紙媒体の専門資料及び官庁出版物による蔵書構築に加え、これら資料等の電子化についても対応していく。なお、支部図書館は官庁出版物納本の窓口機能を果たしてきており、自組織刊行物の把握に更に努める。なお、中央館において進めているインターネット情報選択的蓄積事業（WARP）等の動向にも注意を払う必要がある。

（1）官庁出版物の電子化と提供

- ・自組織刊行の紙資料を図書館において電子化し、ネットワーク上で提供する。

（2）所蔵・書誌情報の電子化と提供

- ・各支部図書館では所蔵目録に加え、各支部図書館作成の雑誌記事索引等の高付加価値情報を電子化してきている。これらの電子情報についてネットワーク上での提供を引き続き進める

（3）商用データベースの導入

- ・各支部図書館で必要な民間の電子ジャーナル等の導入を進める。その際、中央館と連携しつつ、共通需要のあるデータベースを複数館で共同購入することについても検討する。

（4）所蔵資料の充実

- ・専門分野、法律関係等重点分野の蔵書構築に力点を置く。
- ・収集方針の策定や改定を行い、また選書機能を強化するため内部職員による選書委員会の活性化や外部有識者の活用を図る。

3. 人材の確保、育成

各支部図書館の運営、サービスはその職員の能力に負っており、適正な職員数の確保と職員の専門能力の涵養が必要とされている。各支部図書館は国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）第3条及び第4条に規定されている専任職員及び協議定数の確保を引き続き図り、特に、図書館業務や電子図書館・システム関係業務、また特定分野（法律、科学技術等）の専門性のある職員の確保・養成に努める。外部人材を導入している館に関しても、図書館業務経験者を採用する等専門性を重視し、有効活用を図る。

（1）職員の確保、育成

- ・専任職員の確保、協議定数の維持に努め、適切な人材配置がなされるよう努力する。
- ・中央館、専門図書館協議会等が実施する図書館業務に関する研修、各組織や外部専門機関が実施する各専門分野に関する研修等の機会を積極的に活用する。

（2）外部人材の活用

- ・非常勤職員、派遣職員等を採用する際には、司書業務経験者等専門性ある人材の確保に努め、採用後は中央館その他で実施する研修に積極的に参加させる。

4. 資料の保管と保存

資料の保管に関しては、多くの支部図書館で書庫や閲覧スペースの狭あいへの対処が急務となっている。また、各支部図書館の中には長い歴史の中で貴重な資料を蓄積し、その中には中央館で所蔵していないものも含まれると考えられる。一方で、日常の利用から生じる破損資料の修復等を行う必要もある。こうした資料の保管・保存について、各支部図書館は必要に応じた対策を講じる。

（1）書庫、閲覧スペースの確保

- ・資料保存基準・廃棄基準の策定や改定を進め、長期にわたって保存すべき資料群の特定、不要資料の廃棄、中央館が所蔵していない資料の中央館への移管の検討を行う。
- ・他組織からの政府刊行物の受入れの見直しを実施する。その際、近隣の他館と調整し、分担収集を図ることも検討する。
- ・官報等継続購入でスペースを占めている資料について、電子媒体への切替えを検討する。
- ・自館の分館や同じ組織内の他の図書室等と連携し、目録の共通化、分担収集や共同保

管を行う。

(2) 資料保存

- ・資料修復の基礎的な技術の習得、資料保存に関する情報収集のために中央館が提供する研修等を活用する。
- ・各支部図書館の所蔵資料について、保管環境や資料の状態等の調査を行い、保存対策が必要な資料群を把握する。保存対策の必要性は、資料の状態だけではなく資料の価値や利用頻度も考慮に入れて判断する。
- ・各支部図書館で保存対策が必要と判断した資料については資料自体（紙、マイクロフィルム、カセットテープ、フロッピーディスク等）の保存、メディア変換等についての保存計画を策定し、必要な対策を優先順位を付けて実施する。近年マイクロフィルムの劣化（酢酸臭等）が内外で問題になっているので、古いマイクロフィルムを所蔵している場合は、早めの対策を講じる。

5. システム化（業務機械化）

各支部図書館がそれぞれ導入している図書館管理システムの利便性の向上を図る。各支部図書館の図書館管理システムの共通化の可能性について、「国立国会図書館中央館・支部図書館電子化推進第三次基本計画」に基づく検討動向に留意する。

IV 中央館が主体となって実施する内容

1. 支部図書館へのサービスの拡充

中央館は総務部支部図書館・協力課を窓口として、各支部図書館が行う図書館サービスのバックアップを行っている。平成16年10月の東京本館新装開館に伴い、サービス内容の改善、貸出枠の拡大、開室時間の延長、電子図書館基盤システムの本格稼働によるサービスの提供等、中央館サービスの向上を図り、中央館から支部図書館への貸出冊数は増加傾向を示している。その一方でレファレンスに対する需要は伸びていない等の状況があり、今後更に各支部図書館、行政・司法各部門職員のニーズ把握に努め、その結果を受けてサービスの改善を図る。

(1) 各支部図書館、行政・司法各部門職員のニーズ把握

- ・潜在的利用者を含め行政・司法各部門職員のニーズ把握を図る。各支部図書館を經由

しての調査を想定しているが、中央館から直接行政・司法各部門の職員に対する調査も必要に応じて実施する。

(2) 図書館サービスの改善

- ・調査結果を受けてサービスの向上を図る。レファレンス体制の整備や、貸出し、複写サービスの利便性向上等の課題に取り組む。

2. 支部図書館職員の確保と専門能力養成

中央館は各支部図書館の専任職員及び協議定数の確保に引き続き努める。また、現状では支部図書館職員は人事異動によって初めて図書館業務に携わる職員がほとんどであり、支部図書館職員への研修の拡充、強化を図る。

(1) 専任職員、協議定数の確保

- ・国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律第3条及び第4条に規定されている専任職員及び協議定数の確保に努める。

(2) 研修ニーズの把握と研修の改善・拡充

- ・支部図書館職員へのヒアリングやアンケートを通して研修ニーズの把握に努める。
- ・支部図書館職員研修の科目、研修内容、研修時期等の見直しを図る。引き続き新任者向けの研修を強化するとともに、配属後数年経過した職員へのフォローアップ研修も導入する。中央館・支部図書館総合システム上での研修の実施や業務マニュアルの提供を進める。
- ・支部図書館職員向けの研修以外にも中央館は他館種の図書館員や中央館職員を対象に様々な研修・遠隔研修を提供しており、支部図書館職員のこれらの研修への参加を促進する。
- ・全国図書館大会、専門図書館協議会研究集会その他外部機関が開催する研修への支部図書館職員の参加を容易にするために、中央館から支部図書館への情報提供や、中央館からの推薦状提供等を行う。

3. 電子化への対応

中央館は別途「国立国会図書館中央館・支部図書館電子化推進第三次基本計画」を策定し、支部図書館ネットワーク構築において中核の役割を担う。特に、国立国会図書館中央

館・支部図書館分散型総合目録データベースシステムについては、利便性が更に向上するよう改善・充実を目指す。また、各支部図書館の図書館システムの共通化の可能性についても、各組織の情報システム最適化の動向も考慮しつつ検討する。また、支部図書館間の相互貸借は国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則（昭和 61 年国立国会図書館規則第 8 号）に基づき国立国会図書館資料相互貸出票を用いて行われているが、貸出手続の電子的方法の可能性を検討する。

4. 支部図書館制度の効果的運営と発展

中央館は様々な側面で支部図書館をサポートするとともに、支部図書館ネットワークの中核として制度運営を行ってきた。今後中央館と支部図書館、及び支部図書館間のコミュニケーションを一層図りつつ、支部図書館への各種サポートを行う。また、支部図書館制度の維持・発展の基礎として、行政・司法各部門職員や広く国民に周知を図り、理解を得るため、シンポジウムの開催等を通して制度の広報活動にも努める。

(1) 支部図書館へのサポート

- ・この「指針」に基づいて策定される各支部図書館の計画は各支部図書館の予算要求等に有効に活用されることが期待される。また、平成 19 年度国会図書館支部庁費予算要求から各組織において個別に要求、査定される方式に移行したことにより、各支部図書館は予算確保に向けた取組を今後一層強化する必要性が生じているとの状況を踏まえ、中央館は必要な支部図書館に対し予算に関して適切なサポートを行う。また、各支部図書館に共通して需要のある基本的な電子資料の中央館予算での導入の可能性を探る。
- ・官庁納本制度の周知に努める等、官庁出版物の納本窓口としての支部図書館の業務を支援する。
- ・各支部図書館が図書館運営を進める上で直面する様々な課題に対処していく際に、情報提供を始めとする各種協力を行う。

(2) 情報・意見交換の機会の拡大と活性化

- ・毎年開催されている国立国会図書館長と支部図書館長との懇談会、中央館・支部図書館協議会及び同幹事会、兼任司書会議の活性化を図る。兼任司書会議については、実務者レベルの意見交換の場としての性格を再確認する。
- ・中央館が各支部図書館の実情を知る機会として中央館から各支部図書館を訪問してのヒアリングを活用する。

- ・各支部図書館の間で共通に抱えている課題について気軽に意見・情報交換ができる場（メーリングリスト、ブログ等）を中央館が設定する。また、支部図書館職員間の意見交換の前提となる人的交流促進の機会を研修等の際に提供する。
- ・『びぶろす—Biblos』が支部図書館職員の情報・意見交換の場として活用されるよう、内容、レイアウトとも紙面の一層の充実、改善を図る。

（3）支部図書館制度の広報

- ・支部図書館制度に係るシンポジウムを開催するなど、行政・司法各部門職員にとどまらず、広く国民へ制度の周知を図る。